#### 第五章 軽自動車検査協会関係

- 1. 軽自動車検査協会の業務等について
  - 1. 協会の業務等

#### (1)業務内容

- 1. 軽自動車の検査事務
- 2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
- 3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
- 4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済 の契約の締結の確認の事務
- 5. 前各号の業務に付帯する業務
- 6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

#### (2) 事務所所在地等

事務所	₸	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771–1156	徳島市応神町応神産業団地1番地3	050-3816-3123
愛媛事務所	791–1112	松山市南高井町1814番地の2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	050-3816-3125

#### (3)業務受付時間

窓口 午前8時45分から11時45分まで、午後1時から4時まで 検査 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで (土・日・祝日、12/29~1/3は休業)

(4) ユーザー車検予約システム(平成27年1月30日~)

〇パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第3世代以降の機種による携帯電話(WEB)での検査予約

https://www.kei-reserve.jp/

〇固定電話での検査予約(音声案内に従って検査の予約を行います。)

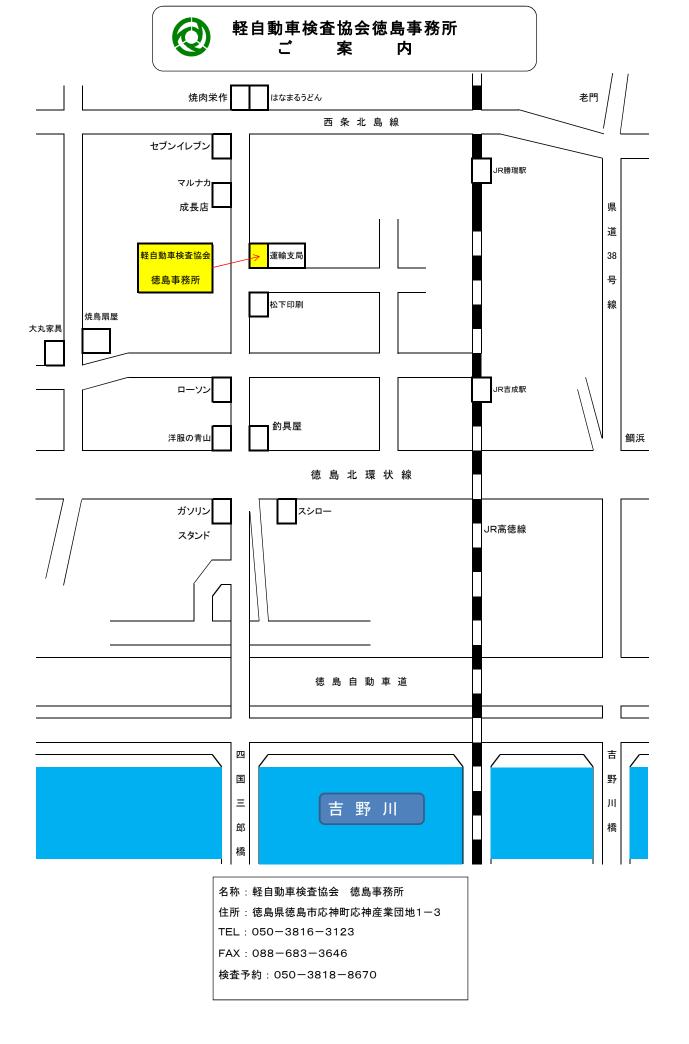
香川主管事務所 050-3818-8669 徳島事務所 050-3818-8670 愛媛事務所 050-3818-8671 高知事務所 050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録(アカウント登録)が 必要です。

# 0

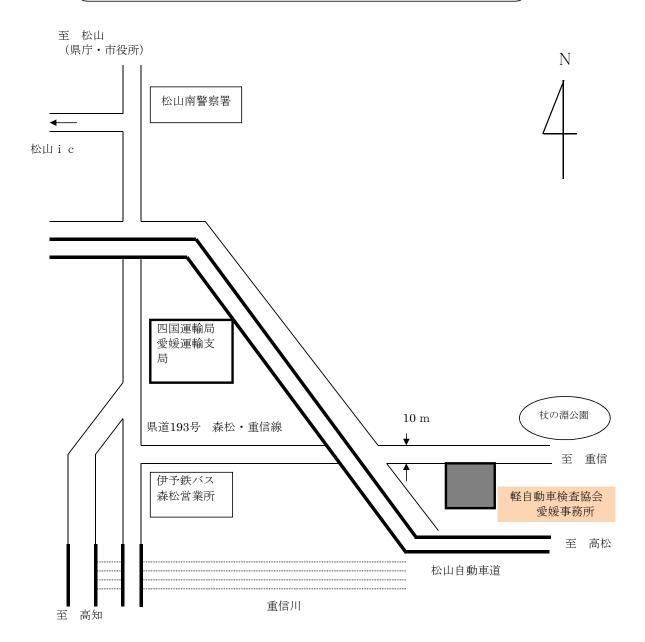
#### 軽自動車検査協会香川主管事務所 ご 案 内







#### 軽自動車検査協会愛媛事務所 案



名称:軽自動車検査協会 愛媛事務所

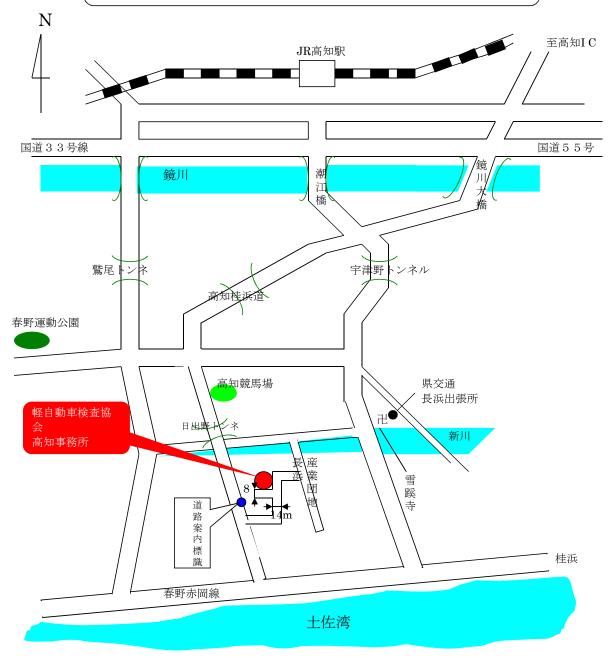
住所:愛媛県松山市南高井町1814-2

TEL: 050-3816-3124 FAX: 089-905-9782 検査予約:050-3818-8671

ホームページ http://www. keikenkyo. or. jp



#### 軽自動車検査協会高知事務所 ご 案 内



名称: 軽自動車検査協会 高知事務所 住所:高知県高知市長浜3106-2

TEL: 050-3816-3125 FAX: 088-837-9762

検査予約:050-3818-8672

ホームページ

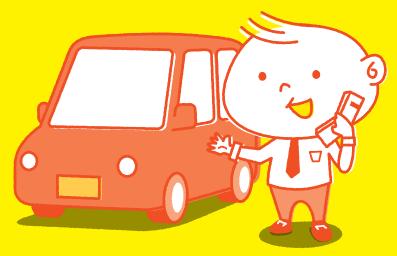


軽自動車検査協会からのお知らせ

# 平成26年 10月1日(水)より

# 軽自動車検査協会の各事務所の電話番号が変わります。

事務所へおかけになった電話は、 コールセンターにてお受けいたします。





# 香川主管事務所管内 コールセンター電話番号一覧

受付時間 8:30~17:00 休業日 土·日·祝日·12/29~1/3

香川主管事務所 @ 050-3816-3122

徳 島 事 務 所 **6**050-3816-3123

愛媛事務所 6050-3816-3124

高知事務所 6050-3816-3125



#### 構内・検査コースの 事故防止について

# 運転 1 人に 建意 !

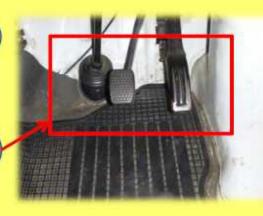
#### 誰もが事故の当事者になるおそれあり!





最近、ブレーキとアクセルの 操作ミスによる衝突事故が 多発しています。

アクセルとブレーキペダルの 配置が近い車両は より注意深く操作する 必要があります。





# お願い

車台番号及び原動機型式の確認の際は、エンジンを停止させ、受検される方がボンネットを開閉し、<u>支持</u>棒によりボンネットを支持させるようにお願いいたします。





# お願い

リフトの<u>上昇中及び下降中、下回</u> り<u>検査時</u>は、エンジンを停止して下 さい。

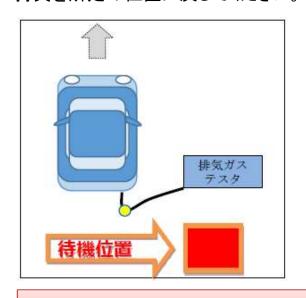
また、<u>リフトが完全に下降するま</u> では、エンジンをかけないで下さい。





#### 排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管(マフラー)に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置(車の横など)で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻してください。





排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。







# お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。



- 1. 電源投入時に警報を発するもの
- 2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
- 3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

1~3を全て満たす事が必要になります

#### [OBD規制]

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、 悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備え ものであること。なお、次に、掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、 電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、発する警報を運転席において容易に判断できないもの

乗 用	適用年月日							
× 111	平成12年10月1日~					平成20年10月1日~		
新型自動車	適用除外	適用(OBD)				適用(OBDII)		
			2	平成22年9月1日~				
継続生産車	適用	除外	適用(0	(BD)			適用(OBDII)	
貨物			15	平成14年1	0 <b>81</b> 8∼	平成20:	年10月1日~	
新型自動車		適用除外		737 - 7		(9) = 1	(OBDI)	
				3	平成15年9月1日	~	平成22年9月1日~	
継続生産車	適用除外				適用(OBD)	適用(OBDII)		



# お願い~検査時車両状態について~

1.荷台等に物品等が無い状態で受検して下さい。



2.後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

#### 皆様のご協力をお願いいたします。



# お知らせ

# 警告灯が点灯又は点滅 している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

- 1. 空車状態(積載物がない状態)の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
- 2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ









(4) A B S



⑤原動機

- 3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴 していない状態であること。
- 4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



#### 受検者の皆様へ

#### 「受検者の禁止事項」

- 【1】暴力、暴言等の行為を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定等 を強要しないこと。
- 【2】検査を受ける自動車の運転者(1名に限る)以外の者は入場しないこと。
- 【3】検査コース内は歩行速度以上の速度で通行しないこと。
- 【4】検査コース内で整備等しないこと。
- 【5】検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- 【6】座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。
- 【7】旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
- 【8】拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
- 【9】凶器、爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
- 【10】その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。

#### 「受検に際しての指示事項」

- 【1】検査中は検査票を保持すること。
- 【2】下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
- 【3】車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
- 【4】排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
- 【5】荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
- 【6】座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
- 【7】窓ガラスは取り外された状態でないこと。
- 【8】全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
- 【9】エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け、又はキャビンを上げて、支持棒 等により保持した状態とすること。
- 【10】運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
- 【11】検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合 以外はこれら装置を作動させないこと。
- 【12】検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む)を行うこと。
- 【13】受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- 【14】検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- 【15】検査機器の表示器による表示(音声案内を含む)又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗入れ、脱出及び前照灯の点 灯操作等を行うこと。
- 【16】記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- 【17】検査が終了した場合には、検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口に提出すること。
- 【18】走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態とすること。
- 【19】検査担当者がエア・クリーナのカバーの取り外しを指示した場合は、当該カバーを取り外すこと。
- 【20】画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- 【21】検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- 【22】ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- 【23】トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- 【24】寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

#### 「不適切な補修の禁止等」

- (1) 軽自動車検査協会検査事務規程第4章から第5章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。
  - ① 装置又は部品の取付け
    - ア 粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。)、ロープ類 又は針金類による取付け
    - イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け (指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外 しを要するものを除く。)
    - ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
    - エ 走行装置の回転部分附近の車体(フェンダー等)にベルト類、ホース類、粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。)、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
    - オ 灯火器 (審査事務規程7-62 (8-62) から7-91 (8-91) に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。)の配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの(溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。)
  - ② 装置又は部品の取外し
    - ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火(赤色以外のものを含む。)であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体(カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)が取外されていないもの
    - イ 不点灯状態にある灯火(審査事務規程7-62(8-62)から7-91(8-91)に規定する灯火等(反射器を除く。)及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。)であって、当該灯火に係る電球(光源)及び全ての配線が取外されていないもの
  - ③ 装置又は部品の補修

もの

- ア 粘着テープ類(自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。)、ロープ類又は針金類による補修
- イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作された もの以外の異物が詰められているもの
- オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われている

- 272 -

- カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
- ④ 車体又は装置への表示
  - ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類 (表示を目的として製作されたステッカーを除く。) に記入されているもの
  - イ 表示された内容が容易に消えるもの
  - ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの(審査事務規程 7-32-1 (8-32-1)(2) の表示を除く。)
- (2) 灯火器、審査事務規程7-100(8-100)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

# お知らせ

# すれ違い用前照灯 (ロービーム) の計測手法を見直し

# 平成30年6月1日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯(ハイビーム)に切り替えて検査を実施しています。

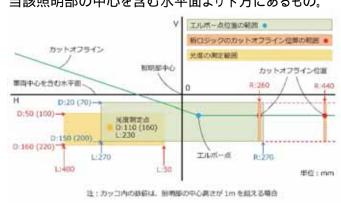
今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

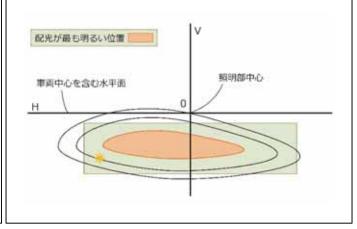
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。
- (2)(1)による計測の結果、不適合と表示された場合、次の 又は に該当するもの に限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして 走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注:すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、<u>走行用前照灯の計測は行いません。</u>)

エルボー点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置(新ロジックの計測位置)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



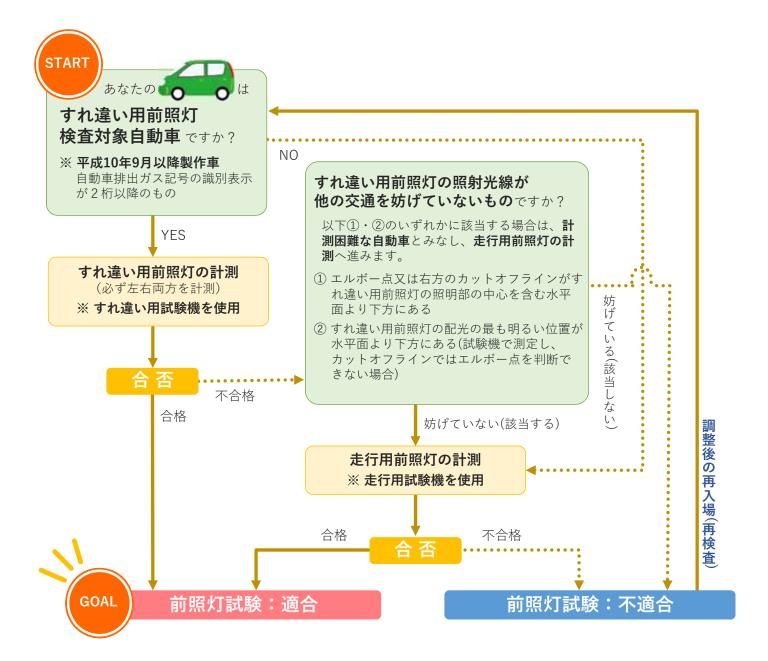
配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。)



新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。



#### 検査コースにおける 前照灯試験機を用いた検査フロー



#### 対象自動車



#### 平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な 調整にご協力お願いします。 検査の高度化機器の本格運用を行います。 ご理解・ご協力をお願いいたします。 なお、検査は通常と変わりません。

#### <u>○運用時間</u>

全ラウンド(9時00分~16時00分)

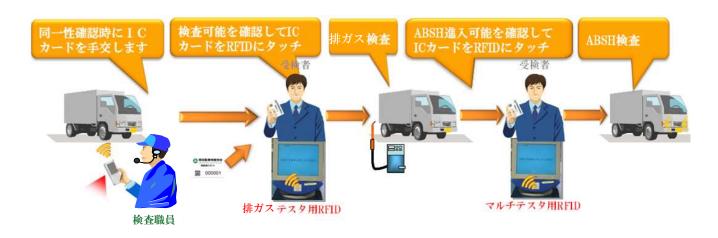
#### ○検査の受け方は変わるのか?

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。 なお、検査の判定方法に変更はありません。

#### ○検査の高度化機器とは?

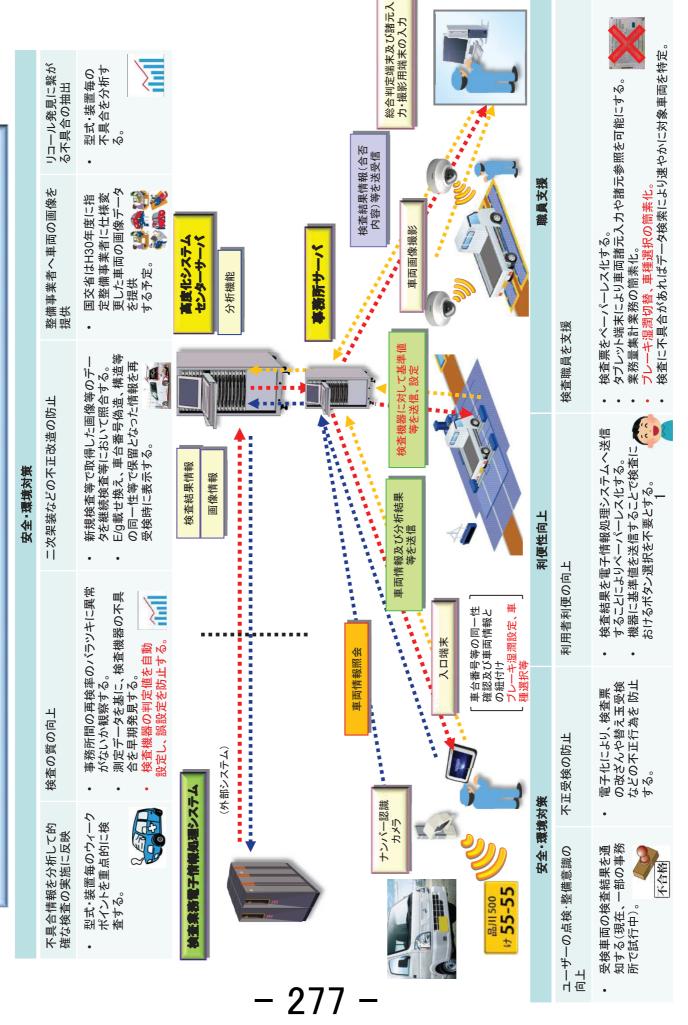
検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づく的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供





# 軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット



# お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に 諸元測定した車両については、写真撮影を 行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

#### 〇軽自動車検査協会検査事務規程 (抜粋)

昭和 48 年 9 月 26 日協 会 規 程 第 1 6 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

#### 2-21-1 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車(型式指定自動車又は法第69条第4項の規定により検査証が返納された自動車であって、 当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書(交付を受けているものに限る。)に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。)の 画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

#### 2-21-2 改造部位等の画像の取得

- (1) 2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ(以下「デジタルカメラ」という。)により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。
- (2) 新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100 (8-100) に規定する鏡その他の装置を備えているもの(指定自動車等であって審査事務規程 7-100 (8-100) に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。)は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。 なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

# 

軽自動車の車検において、車両番号標(ナンバープレート)の取付け間違いが発見され ました。

自動車販売店等にあっては、軽自動車の車両番号標(ナンバープレート)を取付ける際 は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分 に確認し確実に取り付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、

現車の車台番号 自動車検査証の車台番号 車両番号

が同一であるかを確認して下さい。





# お知らせ

# 申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、 手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」 機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会 H P よりアクセスできますので、ぜひご活用く ださい。

https://www.keikenkyo-faq.jp/











# ご協力をお願いします

#### 次回重量税額メール通知サービスについて

お 電 話 による 自 動 車 重 量 税 額 の お 問 い 合 わ せ が 大 変 多くなって おります 。

当協会HPからもお問い合わせできますので、 ぜひご利用ください。

協会トップページ> Q & A > 申請案内サイト > お 知らせ > 【情報】「次回自動車重量税額メール通知 サービス」を開始しました

コールセンターの混雑緩和にご協力お願いします。

手続きナビ|よくあるご質問(FAQ)|軽自動車検査協会 > お知らせ > 【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始し ました

#### お知らせ

#### **『情報』「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました**

2019.01.28

このたび、1月28日(月)より、「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました。 以下のリンクをクリックしていただいた後に、ご自身のメールアドレス、重量税額を知りたい車両 の車台番号、検査予定日を入力いただきますと、別途、重量税額をメールにて通知いたします。

- · 次回自動車重量税額メール通知サービス
  - ※1 軽自動車専用の次回自動車重量税額通知サービスとなります。 なお、以下についてはサービス対象外となります。
    - 登録車及び二輪車
    - ・今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車 (新車)
    - ・検査予定日が過去日の場合
  - ※2 税額通知メールは、お問い合わせいただきました翌日を目処に送付いたします。 お問い合わせいただいた翌日が土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 (12月29日から1月3日)の場合は翌業務日となります。 また、お問い合わせの集中等により遅れる場合もありますが、ご了承ください。

また、次回自動車重量税額メール通知サービスに関するよくあるご質問(FAQ)については、以下のページをご確認ください。

# お願い~ocrの記載について~

平成29年4月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、<mark>関連する</mark>OCRシートに証明書指示欄及び □チェックの欄が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに新規検査、継続検査、予備検査(保安基 <u>準適合証のみ</u>)、の申請を行う場合には、<u>証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること</u>となり、<u>電子化を利用する場</u> 合にはチェックの欄□にレが必要となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、証明書指示欄に番号の記載をお願いします。

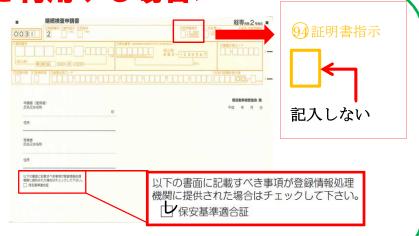
#### <電子保適証を利用しない場合>

保安基準適合証の<u>電子化を利用せずに</u>、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「1」を記載してください。



#### <電子保適証を利用する場合>

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□にチェック(レ)が必要です。



※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。



# 持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

#### 対象手続き

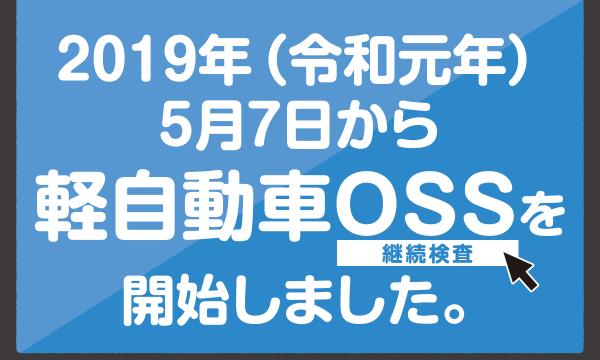
- 新規検査(中古に限る) 予備検査(中古に限る) 継続検査
  - ※構造等変更検査は対象外です。

#### 新規検査・予備検査(軽第1号様式)



※指定工場で車検を実施した場合は、従来のとおり「指定番号」での記入になります。















軽自動車を保有するためには、各種申請(検査申請、地方税申告等)と 手数料・税の納付(検査手数料、自動車重量税、自動車取得税)が必要と なります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、 申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワン ストップサービス(軽自動車OSS)」です。なお、現時点では、地方税の 申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

# 軽自動車のSS(継続検査)利用のメリット

#### 1.申請手続

- ○紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、訂正が圧倒的に容易。
- ○申請書類(申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書)の提出・提示が不要。

#### 2.保安基準適合証等の電子化(添付書類の作成)

- ○手書きに比べ、保安基準適合証(保適証)等の作成に要する時間が圧倒的に短縮 (紙と比較して1/3程度 ※「継続検査OSS導入の手引き(国土交通省)」より)。
- ○保適証管理簿の電子化により、管理簿が自動で作成。

#### 3.検査手数料・自動車重量税の納付

- ○電子納付のため、自動車重量税の印紙の購入・貼付(貼り直し)が不要。
- ○印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、盗難・紛失のリスクを回避。

#### 4.事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が 終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- ○申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- ○窓口での待ち時間が短縮 (審査に要する待ち時間がない)。

#### 来所される皆様へのお願い

# 構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車 につきましても、思わぬ事故の原因となり ますので、厳に慎んでいただきますようお願 いいたします。

